

第21回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和8年5月18日
 告示番号 第7号
 会議年月日 令和8年5月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主任主事 熊谷 啓

本日の案件 第21回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時5分

議長	これより議事に入ります。
	本日の出席委員は23名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。
	なお、2番 鈴木 弘也 委員より欠席の届出がありました。
	行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。
	議案審議に入る前に、お諮りいたします。
	議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に4番 佐藤 宗雄 委員、
	5番 及川 務 委員を指名いたします。
	書記には、浅岡 局長補佐、熊谷 主任主事を指名いたします。
	審議に入ります。
	「報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出に関する専決処分の報告について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
局長	1ページをお開き願います。

報告第49号、農地法第3条の3の規定による届出に関する専決処分
の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決
処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に
基づき報告するものです。

2ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分し
た内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対
し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載
の第1号から8ページの第36号までの36件、36名の方から届出の
あったものであり、専決処分の日は令和8年5月14日でありま
す。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続など
で、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、
「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検
討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は
不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知
書その届出者に交付する」、と規定されていることから、会長
において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書
を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第49号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

8番

佐藤 和威治 委員

8番 佐藤 和威治 委員

5号についてです。

権利を取得した日が、平成21年と記載があります。特別な事
情の中で、この時期の届け出になったということでしょうか。

議 長

確認をしてから、ご回答いたします。

その他ございませんか。

議 長

(なしの声あり)

なければ、「報告第49号」の質疑を終わります。

次に、「報告第50号 農地現状変更届出の報告について」を議
題といたします。

局

長

事務局の説明を求めます。

9ページをお開き願います。

報告第50号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたしま
す。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号の1件、1筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、盛土して段差を解消しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第50号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第50号」の質疑を終わります。

次に、「報告第51号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

10ページをお開き願います。

報告第51号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

第1号は、花泉地域の転用事業に係る取下げです。

譲受人夫婦が、自己住宅を建築する計画で農地転用許可申請を行い、令和8年3月25日開催の総会において許可相当として意見決定を行ったものでしたが、夫単独での農地転用に変更したい旨の申し出があったものです。今回は、県の許可には至っていないタイミングでの申し出であったため、計画変更ではなく、当初の許可申請を取下げ、夫単独名義で再度許可申請を行うものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第51号」の説明を終わります。

議 長
局 長

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

なければ、「報告第 51 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 132 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

11 ページをお開き願います。

議案第 132 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 3 件です。

第 1 号及び第 2 号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第 3 号につきましては、12 ページに跨って記載しておりますが、譲渡人が相続により当該農地の共有持分を取得したものの、海外に居住しているため耕作管理できない状況にあることから、譲受人において経営の安定を図るため、譲渡人が有する持分を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請 16 件です。

あらためて、12 ページをお開き願います。

第 4 号から 13 ページの第 6 号までの 3 件につきましては、いずれも譲渡人と譲受人との間で過去に口約束で売買し、その後、それぞれの譲受人において耕作してきた農地について、あらためて農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請手続きを行い、正式に売買しようとするものです。

あらためて、13 ページをお開き願います。

第 7 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 13 年 5 月 31 日までの 5 年間となっております。

14 ページをお開き願います。

第 8 号及び第 9 号につきましては、いずれも譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

第 10 号につきましては、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

15 ページをお開き願います。

第 11 号につきましては、16 ページに跨って記載しておりますが、貸付人から後継者である借受人に対して、経営移譲のため農地を貸付けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 28 年 5 月 31 日までの 20 年間となっております。

16 ページをお開き願います。

第 12 号及び第 13 号につきましては、いずれも譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

17 ページをお開き願います。

第 14 号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第 15 号につきましては、18 ページに跨って記載しておりますが、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農地中間管理事業により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

あらためて、18 ページをお開き願います。

第 16 号及び 19 ページの第 17 号、番号飛びまして 20 ページの第 19 号の 3 件につきましては、いずれも貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間はいずれも記載のとおり令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

ページ戻っていただきまして、19 ページをお開き願います。

第 18 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理

できない状態にあることから、譲受人において新規就農にあたり贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請1件です。

21 ページをお開き願います。

第 20 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第 21 号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において新規就農にあたり農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で「議案第 132 号」の説明を終わります。

ここで休憩といたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

18番
高橋 金夫 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年5月13日、水曜日、午前9時より、現地調査員 私 高橋、農地利用最適化推進委員 菅原委員、小野寺委員、農政推進課職員 佐藤主任主事で行いました。

報告内容、第1号から第3号について、現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われま。

議 長

報告は以上です。

ありがとうございました。

20番
佐藤 和幸 委員

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年5月13日、水曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、支所職員 千葉係長、菅原主任主事、千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第4号から第19号について、現地確認又は航空写

議 長
6 番
加藤 敏子 委員

真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 8 年 5 月 13 日、水曜日、午後 1 時 30 分より、
現地調査員 農業委員 私 加藤、農地利用最適化推進委員
小野寺委員、小崎委員、支所職員 高橋主事で行いました。

報告内容、第 20 号について、現地確認により調査した結果、
効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もないことから問題
ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

議 長
12 番
後藤 修 委員

現地調査日、令和 8 年 5 月 13 日、水曜日、午前 9 時より、現地
調査員 農業委員 私 後藤、農地利用最適化推進委員 佐々木
委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第 21 号について、現地確認又は航空写真等により
調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地等への影響もな
いことから問題ないと思われま

す。報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 132 号」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって可と決します。

次に、「議案第 133 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可
申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

22 ページをお開き願います。

議案第 133 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

一 関地域に係る申請 3 件です。

第 1 号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第一種中高層住居専用地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

第 2 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 3 号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

23 ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請 2 件です。

第 4 号は、借受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

第 5 号は、譲受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、第 1 種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 6 号は、借受人が従業員用駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

なお、申請地は、令和 6 年 6 月 26 日付けで農振除外済みであります。

以上、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

以上で「議案第 133 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果

議長

18番
高橋 金夫 委員

報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

第2号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

第3号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

20番
佐藤 和幸 委員

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第4号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第5号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道へ接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
後藤 修 委員

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第6号、申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

		<p>以上で現地調査の結果報告を終わります。 審議願います。 (なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。 「議案第 133 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。 (挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。 よって、「議案第 133 号」を許可相当と決します。 次に、「議案第 134 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。</p>
農地係長		<p>事務局の説明を求めます。 24 ページをお開き願います。 議案第 134 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。 一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。 本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 19 件、 貸借・再配分が 9 件、売買・即売りが 8 件です。 26 ページをお開き願います。 貸借・一括方式ですが、 1 号から 27 ページの 7 号までの 7 件が花泉地域の申請、 8 号と 9 号の 2 件が千厩地域の申請、 10 号から 28 ページの 13 号までの 4 件が東山地域の申請、 14 号から 17 号までの 4 件が室根地域の申請、 18 号と 29 ページの 19 号の 2 件が藤沢地域の申請です。 30 ページをお開き願います。 次に貸借・再配分ですが、1 号の 1 件が花泉地域の申請、 2 号から 8 号までの 7 件が大東地域の申請、 31 ページの 9 号 1 件が藤沢地域の申請です。 32 ページをお開き願います。 次に売買・即売りですが、 1 号から 6 号までの 6 件が一関地域の申請、 33 ページの 7 号が花泉地域の申請、 8 号が東山地域の申請です。</p>

議	長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>以上で、「議案第 134 号」の説明を終わります。</p> <p>なお、26 ページ～27 ページ【貸借・一括】第 3 号～7 号及び 30 ページ【貸借・再配分】第 1 号については、 21 番 佐藤 多賀幸 委員が、 27 ページ【貸借・一括】第 12 号については、 19 番 佐藤 想司 委員が、 農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限 に該当いたしますので、これを除き審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 134 号」【貸借・一括】第 3 号～7 号、12 号及び 【貸借・再配分】第 1 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、可と決します。</p> <p>次に、「議案第 134 号」【貸借・一括】第 3 号～7 号及び 【貸借・再配分】第 1 号について審議いたします。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は退室願います。</p> <p>(午後 3 時 34 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議	長	<p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 134 号」【貸借・一括】第 3 号～7 号及び 【貸借・再配分】第 1 号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、可と決します。</p> <p>佐藤 多賀幸 委員は入室願います。</p> <p>(午後 3 時 35 分 入室)</p>
議	長	<p>佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 134 号」【貸借・一括】第 3 号～7 号及び 【貸借・再配分】第 1 号を可と決しました。</p>

		次に、【貸借・一括】第12号について審議いたします。
		佐藤 想司 委員は退室願います。
		(午後3時35分 退室)
議	長	審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第134号」【貸借・一括】第12号を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、可と決します。
		佐藤 想司 委員は入室願います。
		(午後3時36分 入室)
議	長	佐藤 想司 委員に申し上げます。
		「議案第134号」【貸借・一括】第12号を可と決しました。
		次に、「議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
農地係	長	34ページをお開き願います。
		議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。
		次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。
		本議案に係る申請は大東地域の1件です。
		農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第135号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
6番		大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
加藤 敏子 委員		現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、現地確認を行いましたので、次のとおり報告いたします。

第1号、申請地は昭和60年頃から倉庫として利用されており、既に農地性は失われている。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第135号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第135号」を可と決します。

ここで休憩といたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。

先ほどの「報告第49号」の佐藤和威治委員からの質問について、事務局から回答いたします。

農地係 長

3ページ5号の権利を取得した日の部分が、平成21年になっているというご質問でした。

権利を取得した日については、被相続人が亡くなった日となっており、実際に登記を行ったのが令和8年に入ってからなので、今回この届出が出てきたという流れになっております。

以上でございます。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

(午後4時11分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員